

ジャンボ宝くじ付定期預金

(2025 年 11 月 4 日現在適用中)

項 目	内 容											
1. 取 扱 期 間	・ 2025 年 11 月 4 日（火）～2026 年 2 月 27 日（金）											
2. 商 品 名	・ 自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期・スーパー定期 300／複利型＞ ・ 自由金利型定期預金（M型）＜大口定期預金＞											
3. ご 利 用 先	・ 満 18 歳以上で総合口座をお持ちの個人のお客さま											
4. 期 間	・ 定型方式 3 年（自動継続） ※ジャンボ宝くじの進呈は、最長 3 年間（3 回）となります。初回満期日以降の進呈はございません。満期後は通常のスーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金として自動継続されます。											
5. 宝くじに関する取扱	・ 宝くじの種類は「ドリームジャンボ宝くじ」とします。 ・ 1 口 100 万円とし、1 口につき宝くじ 5 枚を口数分進呈いたします。 <table><tr><th colspan="3">100 万円ごとの宝くじ進呈枚数</th><th rowspan="2">宝くじ進呈枚数 3 年合計</th></tr><tr><th>預入 1 年目</th><th>預入 2 年目</th><th>預入 3 年目</th></tr><tr><td>5 枚</td><td>5 枚</td><td>5 枚</td><td>15 枚</td></tr></table> ※150 万円を 2 回預入された場合は（計 300 万円）2 口となります。口数は預入総額での計算ではありませんのでご注意ください。(1 回の預入は 100 万円単位、100 万円未満は切捨て) ・ 宝くじは連番（最大 10 枚単位）となり、番号の指定はできません。 ・ 宝くじは、みずほ銀行の「宝くじ保護預りシステム」を利用します。宝くじの現物は進呈せず「宝くじ番号」を記載した番号通知ハガキを、当行お届け住所へ郵送させていただきます。 ・ 宝くじ当せん者に対しては、総合口座普通預金に自動入金となります。 ・ 宝くじをお受取りになる権利は、毎年 3 月末日を基準日とし、基準日時点での本定期預金残高に応じて確定します。 ・ 基準日時点で本定期預金が解約されている場合には、以降の宝くじの進呈はございません。 ・ 宝くじの日（毎年 9 月 2 日）には「宝くじの日記念お楽しみ抽選」を行い、当せん者にはみずほ銀行より賞品が郵送されます。 ・ 抽せんに外れた宝くじについては、当行またはみずほ銀行で処分します。	100 万円ごとの宝くじ進呈枚数			宝くじ進呈枚数 3 年合計	預入 1 年目	預入 2 年目	預入 3 年目	5 枚	5 枚	5 枚	15 枚
100 万円ごとの宝くじ進呈枚数			宝くじ進呈枚数 3 年合計									
預入 1 年目	預入 2 年目	預入 3 年目										
5 枚	5 枚	5 枚	15 枚									
6. お 預 入 れ の 条 件	・ 新たなご資金でのお預入れに限ります。 ※当行にお預入れいただいている定期預金の預け替えは対象外です。											
7. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 取 扱 店	(1) 総合口座定期預金として、一括預入。 (2) 100 万円以上、上限はありません。 (3) 100 万円単位の預入に限ります。 (4) 当行本支店 ※インターネット支店「えちご大花火支店」でのお取扱いはできません。											
8. 払 戻 方 法	＜スーパー定期・スーパー定期 300 の場合＞ ・ 満期日以後に一括して払い戻します。預入日から 6 か月経過後は 1 万円以上 1 円単位で一部解約も可能です。一部解約後の残金についても引き続き同利率を適用します。 ※一部解約により、宝くじの進呈対象とならない場合がありますのでご注意ください。 ＜大口定期預金の場合＞ ・ 満期日以後に一括して払い戻します。											

9. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	<スーパー定期・スーパー定期 300 の場合> (1) 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 (2) 満期日以後に一括して支払います。 (3) 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算をします。 <大口定期預金の場合> (1) 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 (2) 中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払いの前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 (3) 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。																								
10. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率）																								
11. 中途解約時の取扱い	<スーパー定期・スーパー定期 300 の場合> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により 6 か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 なお、算出した中途解約利率は、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 <table border="0"> <tr> <td>・預入期間が 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <大口定期預金の場合> ・満期日前に解約する場合は、次の A. および B. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 なお、算出した中途解約利率は、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と中途解約利息との差額を清算します。 A. 預入期間と約定期間に応じた以下の解約利率 <table border="0"> <tr> <td>・預入期間が 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> B. 次の式により計算した利率 $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※基準金利とは、中途解約日に預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入した場合に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。	・預入期間が 6 か月未満	解約日における普通預金利率	・預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%	・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%	・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%	・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%	・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%	・預入期間が 6 か月未満	解約日における普通預金利率	・預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%	・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%	・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%	・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%	・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%
・預入期間が 6 か月未満	解約日における普通預金利率																								
・預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%																								
・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%																								
・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%																								
・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%																								
・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%																								
・預入期間が 6 か月未満	解約日における普通預金利率																								
・預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%																								
・預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%																								
・預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%																								
・預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%																								
・預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%																								

1 2. 満期日以後の利息	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
1 3. 手 数 料	——
1 4. 募 集 額	・300 億円 ※お取扱期間中であっても、募集上限に達した場合はお取扱いを終了する場合があります。
1 5. 税 金	・利子に対して一律 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%) ・マル優のお取扱いはできません。
1 6. 金 利 情 報	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
1 7. 預 金 保 険 制 度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。
1 8. 注 意 事 項	・ATM・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 ・本定期預金は、当行に「案内不要」のお届けをしている場合でも、宝くじ番号通知ハガキが郵送されますのであらかじめご了承ください。 ・当せん金が振込まれる前に当該口座を解約された場合は、当せん金はお振込みとなりません。この場合、当行および株式会社みずほ銀行は、本当せん金のお受取に係る一切の責任を負いません。
1 9. その他参考となる事項	・金利の情勢等の変化により、条件を変更する場合やお取扱いを停止する場合がございます。

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞

全国銀行協会

連 絡 先 : 全国銀行協会相談室

電話番号 : 0570-017109 または 03-5252-3772